

4

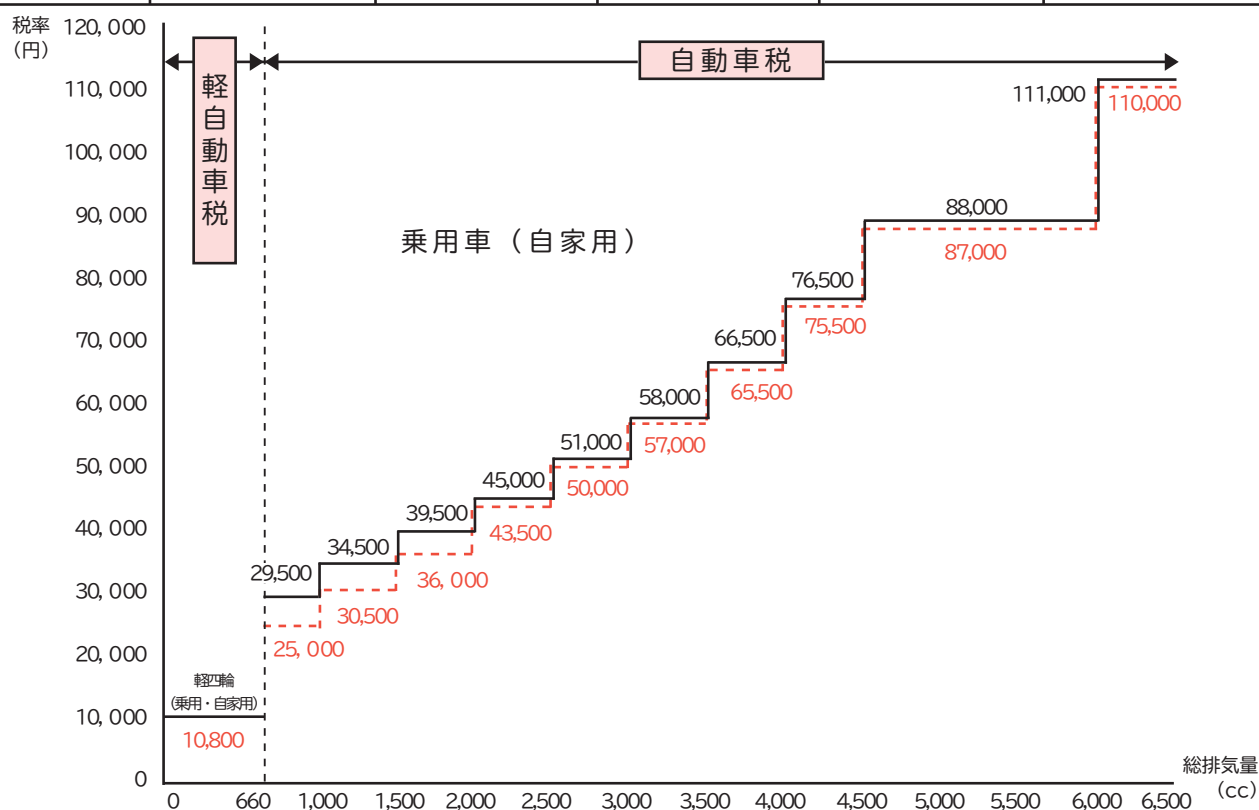
消費課税

(1) 車体課税等の見直し

① 自動車税の税率引下げ (恒久減税)

消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用乗用車（登録車）に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げます。

税率区分	~1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超~
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円



(参考) 環境性能割の税率の適用区分の見直し

・環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直します。

(参考) グリーン化特例（軽課）の見直し

・環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定します。なお、消費税率引上げに配慮し、平成33年（2021年）4月1日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用します。

(参考) 地方財源の補てん

・自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分について、異例の措置として、以下の措置により全額国費で補てんします。

- ⇒ 自動車重量税のエコカー減税の見直し（次頁③参照）
- ⇒ 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ
- ⇒ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

② 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から平成 32 年（2020 年）9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を 1% 分軽減します。

③ 自動車重量税のエコカー減税の見直し

政策インセンティブ機能の強化の観点から、1 回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2 回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化します。

改正前

（平成 30 年（2018 年）5 月 1 日～ 31 年（2019 年）4 月 30 日）

	初回車検	2 回目車検
電気自動車等（注 1）	免税	免税
2020 年度燃費基準 +90% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +80% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +70% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +60% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +50% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +40% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +30% 達成	▲ 75% 軽減	
2020 年度燃費基準 +20% 達成		
2020 年度燃費基準 +10% 達成		
2020 年度燃費基準 達成	▲ 25% 軽減	
2015 年度燃費基準 +10% 達成	（本則）（注 2）	

改正後

（平成 31 年（2019 年）5 月 1 日～ 33 年（2021 年）4 月 30 日）

	初回車検	2 回目車検
電気自動車等（注 1）	免税	免税
2020 年度燃費基準 +90% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +80% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +70% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +60% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +50% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +40% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +30% 達成	▲ 50% 軽減	
2020 年度燃費基準 +20% 達成		
2020 年度燃費基準 +10% 達成		
2020 年度燃費基準 達成	▲ 25% 軽減	
2015 年度燃費基準 +10% 達成	（本則）（注 2）	

（注 1）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

（注 2）ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替えの観点から、経過措置として、平成 30 年（2018 年）5 月 1 日～平成 31 年（2019 年）4 月 30 日の間は、2015 年度燃費基準 + 10% を達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。）には本則税率を適用しています。

（注 3）ガソリン車及び石油ガス自動車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75% 低減車（☆☆☆☆）又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車に限ります。

（参考）自動車取得税のエコカー減税の見直し

・環境インセンティブを強化する観点から、軽減割合等の見直しを行った上、平成 31 年（2019 年）9 月末まで延長します。

（2）外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（臨時販売場制度の創設）

●地域のイベント等における特産品等の外国人旅行者への販売機会を増やし、外国人旅行消費額のより一層の拡大等を図るため、既に輸出物品販売場の許可を受けた事業者が、

- ① あらかじめ、臨時販売場の設置について所轄税務署長の承認を受け、
- ② 出店の前日までに、臨時販売場を設置する具体的な場所、期間等を税務署長に届け出ることにより、その臨時販売場を免税店とみなし免税販売できることとする「臨時販売場制度」を創設します。

（注 1）臨時販売場とは 7 月以内の期間を定めて設置される販売場をいいます。

（注 2）平成 31 年（2019 年）7 月 1 日から適用されます。